様式１

産業廃棄物処理委託標準契約書

収　入
印　紙
（印紙税法による）

排出事業者：　枚方市　（以下「発注者」という。）と、
収集運搬又は処分業者：　（以下「受注者」という。）は、
発注者の事業場から排出される産業廃棄物の収集運搬又は処分に関して次のとおり契約を締結する。

第１条（法の遵守）

発注者及び受注者は、処理業務の遂行に当たって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第２条（委託内容）

1.（受注者の事業範囲）

受注者の事業範囲は以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。
なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出する。

◎収集運搬に関する事業範囲　［収集運搬］

〔産業廃棄物〕

（積み込み場所）		（積み下ろし場所）	
許可都道府県・政令市：		許可都道府県・政令市：	
許可の有効期限：		許可の有効期限：	
事業範囲：		事業範囲：	
許可の条件：		許可の条件：	
許可番号：		許可番号：	

〔特別管理産業廃棄物〕

（積み込み場所）		（積み下ろし場所）	
許可都道府県・政令市：		許可都道府県・政令市：	
許可の有効期限：		許可の有効期限：	
事業範囲：		事業範囲：	
許可の条件：		許可の条件：	
許可番号：		許可番号：	

◎処分又は再生に関する事業範囲　［処分］

〔産業廃棄物〕		〔特別管理産業廃棄物〕	
許可都道府県・政令市：		許可都道府県・政令市：	
許可の有効期限：		許可の有効期限：	
事業区分：		事業区分：	
産業廃棄物の種類：		産業廃棄物の種類：	
許可の条件：		許可の条件：	
許可番号：		許可番号：	

2.（委託する産業廃棄物の種類、数量及び委託料）

（１）　発注者が、受注者に収集運搬又は処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び委託金額は、次のとおりとする。

産業廃棄物
仕様書のとおり 金.　　円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円）

（２）　委託業務の内容

件　　名：0

排　出　場　所：0

3.（処分又は再生の場所、方法及び処理能力）[処分]

受注者は、発注者から委託された前項の産業廃棄物を次のとおり処分又は再生する。

事業場の名称：

所在地：

処分又は再生の方法：

施設の処理能力：

4.（最終処分の場所、方法及び処理能力）[処分]

発注者から、受注者に委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を次のとおりとする。

最終処分先の番号	中間処理後の産業廃棄物の種類	最終処分を行う事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

5.（再生の場所、方法及び処理能力）[処分]

発注者から、受注者に委託された産業廃棄物の再生（予定）を次のとおりとする。

再生先の番号	中間処理後の産業廃棄物の種類	再生を行う事業場の名称	所在地	再生方法	施設の処理能力

6. （運搬の最終目的地）［収集運搬］

受注者は、発注者から委託された第２項（１）の産業廃棄物を、次の最終目的地に搬入する。

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）：

住所：

許可都道府県・政令市：

許可の有効期限：

許可番号：

事業の区分・処分の方法：

産業廃棄物の種類：

許可の条件：

事業場の名称：

所在地：

（ア）　受注者は、発注者から委託された第２項（１）の産業廃棄物のうち家電リサイクル法対象廃棄物については、次の指定引取場所まで運搬する。

指定引取場所名称：

住所：

（イ）　受注者は、発注者から委託された第２項（１）のうち家電リサイクル法対象廃棄物を除く産業廃棄物を、次の最終目的地に搬入する。

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）：

住所：

許可都道府県・政令市：

許可の有効期限：

許可番号：

事業の区分・処分の方法：

産業廃棄物の種類：

許可の条件：

事業場の名称：

所在地：

7.（積替保管）　［収集運搬］

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づき、かつ、第17条で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。

積替保管施設に搬入できる廃棄物の種類：

積替保管施設の所在地：

積替保管施設の保管上限：

第３条（適正処理に必要な情報の提供）
1. 発注者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって受注者に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第３版）」（令和７年12月）を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。
ア　産業廃棄物の発生工程
イ　産業廃棄物の性状及び荷姿
ウ　腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
エ　混合等により生ずる支障
オ　日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
カ　石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等又は特定産業廃棄物が含まれる場合はその事項
キ　発注者が特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第２条第５項に規定する第１種指定化学物質等取扱業者である場合であって、かつ、委託する産業廃棄物に同条第２項に規定する第１種指定化学物質（同法第５条第１項の規定により第一種指定化学物質等取扱事業者が排出量及び移動量を把握しなければならない第一種指定化学物質に限る。）が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合
ク　その他取扱いの注意事項
2. 発注者は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受注者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。
　なお、受注者の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれのある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、発注者は受注者と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。
3. 発注者は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、受注者に引き渡す容器等に表示する（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第３版）」（令和７年12月）の「容器貼付用ラベル」参照）。
4. 発注者は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、受注者は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を発注者に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

第４条（発注者・受注者の責任範囲）
1. 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から、第２条第６項に規定する運搬の最終目的地における荷下ろし作業及び処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
2. 受注者は発注者に対し、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、または過失によって発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受注者においてその損害を賠償し、発注者に負担させない。
3. 受注者が第１項の業務の過程において、受注者又は第三者に損害が発生した場合に、受注者に過失がない場合は発注者において賠償し、受注者に負担させない。

第５条（再委託）
　受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の収集運搬業務又は処分業務を他人に委託してはならない。
　ただし、契約期間中に、収集運搬業務又は処分業務を他人に委託する必要が生じた場合は、受注者は、書面にて発注者の承認を得て、法令の定める再委託基準に従い収集運搬業務又は処分業務を再委託することができる。
　この場合において、受注者は、発注者の要求があったときは、この再委託を受注者の責任において解除する。

第６条（義務の譲渡等）
　受注者は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

第７条（委託業務終了報告）
　受注者は発注者から委託された産業廃棄物の処理業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し発注者に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集運搬業務についてはそれぞれの運搬区間に応じたマニフェストＢ２、Ｂ４、Ｂ６票で、処分業務についてはマニフェストＤ票で代えることができる。

第８条（業務の一時停止）
　受注者は、やむを得ない事由があるときは、発注者の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、受注者は発注者にその事由を説明し、かつ発注者における影響が最小限となるよう努力する。

第９条（実地確認）
1. 発注者は、この契約に係る受注者の事業の用に供する施設を契約の有効期間中に視察し、処理の実地の状況そのほか適正な処理のために必要な事項を実地で確認するよう努めなければならない。
2. 受注者は、やむを得ない場合を除き、前号の発注者による実地確認を拒んではならない。
3. 発注者は、実地確認の結果、産業廃棄物の適正な処理を確保する上で、受注者の事業に問題があると認められる場合には、適切な措置を講じなければならない。
4. 第１項から第３項までの実地確認に必要な事項等は、受注者、発注者の協議により定める。

第10条（委託料・消費税・支払い）

1. 発注者の委託する産業廃棄物の収集運搬・処分業務に関する委託料については、第２条第２項に定める。
2. 委託料の額が経済情勢の変化及び第３条第２項等により不相当となったときは、発注者受注者双方の協議によりこれを改定することができる。
3. 発注者の委託する産業廃棄物の収集運搬・処分業務に対する委託料についての消費税は、発注者が負担する。
4. 発注者は、受注者から業務終了報告書を受け取った後、受注者に対して第１項の委託料を支払う。ただし、具体的な支払方法について別途支払条件の定めのある場合にはそれによる。
5. 発注者は、受注者から業務終了報告書を受け取った日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

第11条（内容の変更）

発注者又は受注者は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、委託料若しくは契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、発注者と受注者で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第３条第２項の場合も同様とする。

第12条（機密保持）

発注者、受注者は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。

第13条（契約の解除）

1. 発注者及び受注者は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することができる。
2. 発注者又は受注者から契約を解除した場合に、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発注者は、次の措置を講じなければならない。

(1) 受注者の義務違反により発注者が解除した場合

イ 受注者は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集運搬及び処分の業務を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ 受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する委託料を支払う資金がないときには、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、発注者は、当該業者に対し、差し当たり、発注者の費用負担をもって、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物の収集運搬及び処分を行わしめるものとし、その負担した費用を、受注者に対して償還を請求することができる。

(2) 発注者の義務違反により受注者が解除した場合

受注者は発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物を、発注者の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは受注者自ら発注者の事業場に運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第14条（反社会的勢力（暴力団等）の排除）

発注者は、相手方が合理的な根拠に基づき次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、前条の規定にかかわらず、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 受注者が法人である場合にはその役員等（枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱第２条第６項に規定する役員等をいう。）、受注者が個人である場合にはその者（以下この項においてこれらを「役員等」という。）が暴力団員であると認められるとき。

(2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等したと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 再委託契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) (1)から(5)までのいずれかに該当する者を再委託契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

第15条（履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延損害金その他の損害金）

1.　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
(1)　履行期間内に業務を完了することができないとき。
(2)　契約不適合があるとき。
(3)　第13条の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
(4)　前３号に掲げる場合のほか、この契約による債務の本旨に従った履行をしないとき又はこの契約による債務の履行が不能であるとき。
2.　次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、契約金額の100分の５に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、発注者に生じた実際の損害額が違約金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することができる。
(1)　第13条の規定により、業務の完了前に発注者がこの契約を解除することができるとき。
(2)　業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒絶し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務の履行が不能となったとき。
3.　第１項第１号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約金額から既済部分に相応する契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約締結日における支払遅延防止法の率を乗じて計算した額を請求するものとする。
4.　計算した額が100円未満であるときは、遅延損害金を徴収せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
5.　遅延損害金は、支払代金又は契約保証金から差し引くことができる。
6.　受注者は、談合その他不正行為に該当する場合（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第2条第9項第3号に該当する行為であるときを除く。）は、契約を解除するか否かを問わず、損害賠償として、契約金額の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。引渡し又は業務が完了した後も同様とする。
7.　受注者が違約金又は損害賠償の額を発注者の指定する期間内に支払わないときは、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額の支払の日までの日数に応じて政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により財務大臣が定める率を乗じて計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
8.　前項の規定による追徴をする場合は、受注者から遅延日数につき同項の率を乗じて計算した額の延滞金を徴収する。

第16条（協議）

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度発注者、受注者が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第17条（契約期間）

この契約は、有効期間を ＿＿＿＿＿＿＿＿ から ＿＿＿＿＿＿＿＿ までとする。

第18条（契約保証金）

契約保証金